

< 入札・契約制度運用の一部見直しについて >

下野市郵便入札試行に関する運用基準の改正

入札・契約手続きの透明性の確保・事務の迅速化を図るため、郵便入札による入札書開札時の開札立会人の取扱を、下記のとおり変更して取扱うことにいたしました。

【変更前】

立会人は、開札日を同じくする郵便による入札が5件以上あり、かつ、入札参加者の負担軽減及び入札会場や駐車場の混雑緩和の必要があると認められた場合には、当該入札を含む連続する5件までの立会人を兼務するものとし、その場合、兼務となった入札の参加者からは立会人は選定しないものとする。

【変更後】

立会人は、開札日を同じくする郵便による入札が5件以上あり、かつ、入札参加者の負担軽減及び入札会場や駐車場の混雑緩和の必要があると認められた場合には、当該入札を含む連続する10件までの立会人を兼務するものとし、その場合、兼務となった入札の参加者からは立会人は選定しないものとする。

適用時期

平成20年11月19日以降に開札する郵便入札案件（建設工事）に適用いたします。